

愛知県障害者差別解消推進条例の見直しについて

1 法改正について

(1) 国における検討状況

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成 25 年法律第 65 号)について、2019 年 2 月から 2020 年 6 月にかけて、国の障害者政策委員会において、障害者差別解消法の施行後 3 年の見直しに向けた意見がまとめられた。その後、衆議院及び参議院での審議を終え、2021 年 5 月 28 日参議院本会議において全会一致で可決、成立(令和 3 年法律第 56 号)、6 月 4 日公布された。

(2) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」の概要

1. 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加
2. 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供義務化
3. 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化
 - (1) 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。
 - (2) 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。
 - (3) 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報(事例等)の収集、整理及び提供に努めるものとする。

(3) 施行期日

公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日

(4) 基本方針の改定

6 月 28 日に開催された、第 55 回障害者政策委員会において、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」改定の審議の進め方を決定。(基本方針の改定案の作成時期：2022 年夏頃を予定)

2 条例見直しについて

基本方針の改定状況を注視しつつ、障害のある方、障害者団体及び経済団体からの意見を十分お聴きしながら進めていく。

なお、愛知県障害者施策審議会にワーキンググループを設置し、8 月以降(ワーキンググループ：今年度 3 回開催予定)検討を進めていく。

<スケジュール案>

- | | | |
|--------|--------|--|
| 2021 年 | 7 月 | 第 1 回障害者施策審議会
(法律見直しの報告、ワーキンググループ設置の承認) |
| | 9 月 | 第 1 回ワーキンググループ |
| | 9、10 月 | 障害のある方、障害者団体及び経済団体等への条例改正概要説明及び意見聴取 |
| | 11 月 | 第 2 回ワーキンググループ |
| | 12 月 | 第 2 回障害者施策審議会 |
| 2022 年 | 1 月 | 障害のある方、障害者団体及び経済団体等への条例素案説明及び意見聴取 |
| | 2 月 | 第 3 回ワーキンググループ |
| | 3 月 | 第 3 回障害者施策審議会 |

※ 基本方針の改定案の作成時期が 2022 年夏頃を予定しているため、条例改正については、2022 年 9 月以降の議会への提案を目指す。